

○ 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年基づき、平成第六十八号）第四条第十四項の規定に基づく個人向け国債の告示第71号 平成二十三年二月十五日に発行した個人向け国債の告示する。

財務大臣 野田佳彦

一 基年号及び記述の根拠の適否を次のとおり告示する。
二 法律の施行日及び法律の施行の根拠の適否を次のとおり告示する。
三 振替法の適用を受けるものとし、その規則を次のとおり告示する。
四 振替の額の算定に用いる振替機関は日本銀行とする。
五 振替の額の算定に用いる振替機関は日本銀行とする。
六 振替の額の算定に用いる振替機関は日本銀行とする。

一 法律の施行日及び法律の施行の根拠の適否を次のとおり告示する。
二 法律の施行日及び法律の施行の根拠の適否を次のとおり告示する。
三 振替法の適用を受けるものとし、その規則を次のとおり告示する。
四 振替の額の算定に用いる振替機関は日本銀行とする。
五 振替の額の算定に用いる振替機関は日本銀行とする。
六 振替の額の算定に用いる振替機関は日本銀行とする。

十九八七
初利発行
期利率
利価
子格

期た期平年額平す額の振替記載の規定による振替額は、最も最低額面金と
が金額とし、十二年額に記録は、最も最低額面金と
銀行を次年百円に記録は、最も最低額面金と
休業払の年算式月セツキ十五年
に当ただよ五ト百円日
たし、算支を支し、支払のと
ときは支払し、支払のと

十
六
十
五
十
四
十
三
十
二
十一

の
取
扱
い
中
途
換
金
払
込
場
所
払
込
期
日
償
還
期
額
償
還
期
限
後
第
二
期
利
子
以

(一) 式 次 う 四 中 日 平 額 平 利 を 毎 定 、 、
 入にての出るな相額を支年定する号の翌當業日についに付
 経はと端し金お當額×0.22
 過一し数、額、額× $\frac{8}{100} \times 2 -$ 受入金額
 利円、がそは受る金額
 子と一生の、入金額
 にす円じ算次經過利子
 相るにた出の過利子
 当。満場結算利子
 すたた合果式子
 るだなにににに
 金しいは円よ相
 額、場切未り當
 は受合捨満算す

まらにこの年途本成面成子、支年二月十五日とし、前各月及び間月に期に属する日
 に年区と二月金行二十額三十百六十支払日以後又月つ月支払期に属する日
 成り分と月金行三十百六十支払日以後又月つ月支払期に属する日
 算にし、五買本年円年う。前各月及び間月に期に属する日
 出応じそ日取り又月つ月支払期に属する日
 二十四年八二月金そ買後はは十引き十五日
 場合八年二月額それ取に、支五百五
 に相當時利子に相当すれ額い成
 月月とぞ金お平店日円日
 十五年日日よりはて二
 前か。算、行十

額面金額 × $\frac{0.22}{100} \times 2 -$ $\frac{1}{2}$

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零と/orする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.22}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十四年八月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

十七 の 中途換金 特例換金

害とつ條法のみのと受けると前
救するの律、居き益る号に
助るは十第地住する特別に
法。、九六方には障害者を含む。
(当第十自治市町村続害者)扶養人
の該一七法号(昭)人が養(ほ)
二十には指第(昭)人(特)が、信
二お當定(和)別、死託契に規
年い該都百二別、死託契に規
法て市市五十区又亡契約の個
律、のに十二区をははそた
第災区あ二年含そた

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる二月十五日までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{8.0}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額とすれば、その買取額は、次の区分に応じ、(一)金額と算式により算出した。

ままで平成二十四年二月十五日前から平成二十三年八月十五日か

額面金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{8.0}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二)

日本銀行の額面金額 - (受入経過利子に相当する金額)